

新湊信金ディスクロージャー誌(令和2年3月末)

新湊信用金庫の現況 2020



 新湊信用金庫

目 次

■ ごあいさつ	1
■ 組織・役員一覧・営業区域	2
■ 主要な事業の内容	3
■ 事業の概況	4
■ 事業の状況を示す指標	5～10
■ リスク管理の体制	11
■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制	12
■ 金融ADR制度への対応	12
■ 顧客保護等管理方針	12～13
■ 反社会的勢力に対する基本方針	13
■ マナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー	13
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	14～16
■ 財務諸表	
1. 貸借対照表	17～21
2. 損益計算書	22
3. 剰余金処分計算書	22
■ 財務諸表の適正性に関する内部監査の有効性の確認	22
■ リスク管理債権及び保全状況	23
■ 金融再生法開示債権及び保全状況	24
■ 有価証券の取得価額、時価及び評価損益	25
■ 金銭の信託	26
■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、貸出金償却の額	26
■ 報酬等に関する事項	27
■ 自己資本の充実の状況	
定量的な開示事項	28～34
定性的な開示事項	34～37
■ 総代会について	
1. 総代会制度について	38
2. 総代とその選任方法	39
3. 第97期通常総代会の決議事項	39
4. 総代会に係る開示充実に関する施策について	40
■ 地域貢献活動について	41～42
■ 預金商品のご案内	43
■ 融資商品のご案内	44～45
■ 各種サービスのご案内	45～46
■ 各種手数料一覧	47
■ 当金庫の沿革・あゆみ	48
■ 開示項目索引	49～50



ごあいさつ

平素は、当金庫に格別のご愛顧、ご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

皆様には、当金庫に対するご理解をさらに深めていただきたく、ディスクロージャー誌『新湊信用金庫の現況2020』を作成致しました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、昨年の我が国経済は、マクロでは緩やかな回復傾向が続きましたが、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、日韓摩擦等の不安定な海外情勢が輸出・観光に悪影響を及ぼしていることに加え、消費税率引き上げ後に支出を控える動きが見られるなど、景気の先行きの不透明感が増加しました。また、地方における人口減少や少子高齢化が加速しているほか、中小企業の人手不足や経営者の高齢化、後継者難といった構造的な問題が深刻化しました。

さらに、昨年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各国に瞬く間に拡大し、世界の主要都市でロックダウンが実施されるなど、世界中の人と物の流れが停滞するとともに、株価が暴落するなど世界恐慌の様相を呈しました。新型コロナウイルス感染症拡大は、我が国経済の先行きにも深刻な打撃を与えました。

また、当金庫が基盤とする地域経済においても新型コロナウイルス感染症の悪影響が拡大し、観光・飲食業はもとより様々な業種にまで売上減少が拡大しています。新型コロナウイルス感染症の収束の長期化も予想される中、地域経済の更なる疲弊が懸念される状況となっています。

このような状況下、当金庫におきましては、協同組織金融機関として地域との共存共栄の考え方のもと、地域やお客様が抱える課題と真摯に向き合い、金融仲介機能の発揮に努め、円滑な資金供給に努めてまいりました。

当期の業績は、預金は828億50百万円（対前期5億27百万円減）となり、貸出金は232億91百万円（対前期0.1百万円増）となりました。損益面におきましては、経常収益は、有価証券利息配当金等の資金運用収益やその他業務収益の増加により、10億25百万円（対前期86百万円増）となりました。一方、経常費用は、預金利息や経費が減少したものの、株式等売却損等の臨時費用が発生したことから9億円（対前期88百万円増）となり、経常利益は1億24百万円となりました。この結果、法人税等の税金を差し引いた当期純利益は1億4百万円となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域の中小・小規模事業者の事業環境はさらに厳しい状況になるものと予想されます。このような状況下、当金庫におきましては、取引先中小・小規模事業者の事業継続や資金繰りを支援することに全力で傾注することとしています。当金庫は、地域に根ざした金融機関としてお客さまの課題解決に万全を期しているところでありますが、より一層の中小・小規模事業者の支援に取り組んでまいります。

おわりに、新型コロナウイルス感染防止には十分ご留意されますとともに、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和2年7月

理事長 松岡 文雄

(金庫の概要)

令和2年3月末現在

創 立	大正13年5月20日		
出 資 金	137 百万円	会 員 数	6,060 人
店 舗 数	7 店舗	店外ATMコーナー	3カ所
自己資本	58億75百万円		

(職員の状況)

令和2年3月末現在

職 員 数	61名	
	男子34名	女子27名
平均年齢	40歳4カ月	
平均勤続年数	13年0カ月	

基本方針

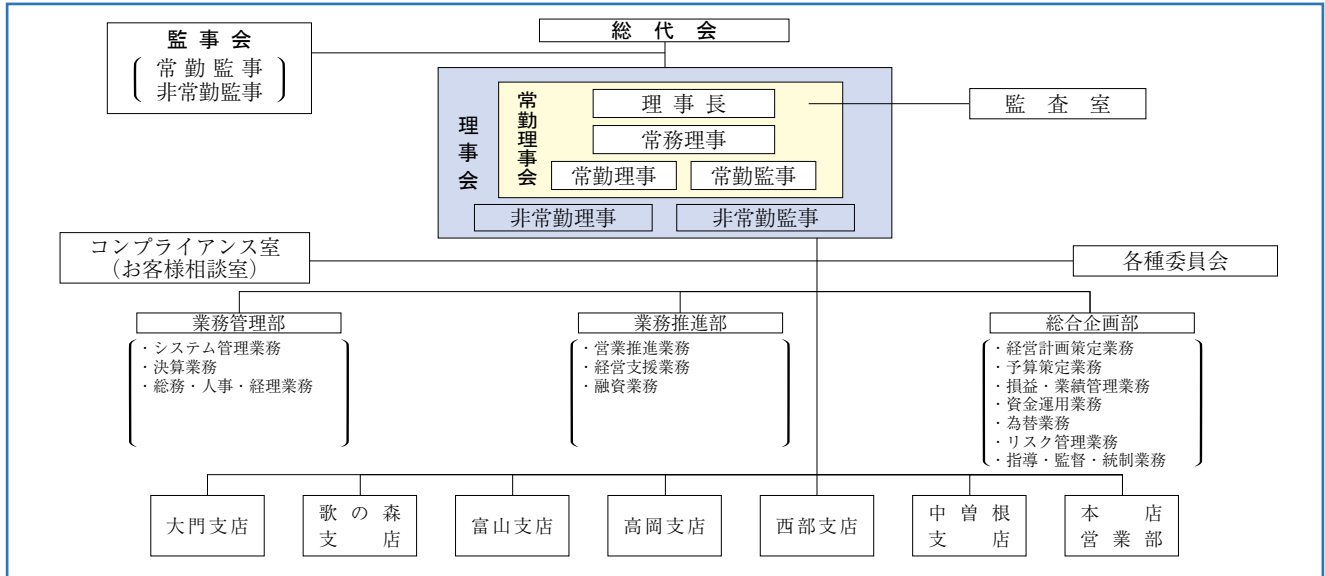
新湊信用金庫は、中小企業専門金融機関としての使命に徹し、公明にして誠実な金融活動を展開して会員の信望を高め、金庫の経営基盤を拡大強化し、以って地域産業の繁栄育成と市民生活の向上に奉仕するものである。

経営方針

1. 預金者等の便益と保護を第一とします。
2. 地域産業の振興発展と市民生活改善のため、金融の円滑化を図ります。
3. コンプライアンス態勢の充実と健全経営を遂行します。
4. 役職員和協一致し、日常の業務に精励するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成に努めます。
5. 金庫の発展ならびに職員の生活安定と向上に取り組みます。

事業の組織

令和2年6月末現在



理事及び監事の氏名及び役職名

令和2年6月末現在

理事長 (代表理事)	松岡 文雄	非常勤理事	鷲北 昭雄 ※1
常務理事 (代表理事・総合企画部長)	北山 誠	非常勤理事	北山 剛 ※1
常勤理事 (業務推進部長)	篠島 光一	非常勤理事	渡谷 孝志 ※1
常勤理事 (本店営業部長)	川田 幸弘	常勤監事	長谷 祐哲
常勤理事 (業務管理部長)	竹内 俊尚	非常勤監事	米本 進博 ※2
		非常勤監事	長谷川 修博 ※2

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

事業所の名称及び所在地

営業区域 (令和2年6月末現在)

営業区域 富山県全域

営業店舗の所在地

本店営業部	射水市中新湊12番20号	TEL(0766)82—8611(代)
中曽根支店	高岡市中曽根325番1	TEL(0766)82—8622(代)
西部支店	射水市本町2丁目2番45号	TEL(0766)82—8633(代)
高岡支店	高岡市新成町1番38号	TEL(0766)22—5561(代)
富山支店	富山市新根塚町2丁目3番地3	TEL(076)421—3700(代)
歌の森支店	射水市戸破1621番地	TEL(0766)56—8670(代)
大門支店	射水市戸破1621番地	TEL(0766)52—8688(代)

自動機器設置状況

設置機器		設置場所及び設置台数		
店舗内機器	現金自動預入支機 (A T M)	本店営業部 2台	中曽根支店 2台	西部支店 1台
	両替機	歌の森支店 1台	高岡支店 1台	富山支店 1台
店舗外機器	現金自動預入支機 (A T M)	▽カモン新湊ショッピングセンター出張所 (母店:西部支店) 所在地 射水市本町3丁目地内 カモン新湊ショッピングセンター内		
		▽射水市民病院出張所 (母店:本店営業部) 所在地 射水市朴木地内 射水市民病院内		
		▽大門総合会館 (母店:大門支店) 所在地 射水市大門 大門総合会館内		

金庫の主要な事業の内容

令和2年6月末現在

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）、又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人住宅金融支援機構	一般社団法人しんきん保証基金
独立行政法人福祉医療機構	一般社団法人全国石油協会
年金積立金管理運用独立行政法人	公益社団法人全国市街地再開発協会
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人勤労者退職金共済機構
漁業信用基金協会	
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - ロ 銀行
 - ハ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行をいう。）
 - ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法の事業を行うものに限る。）
 - ト 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。）
 - チ 農林中央金庫
 - (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（15）において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (3) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (4) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (6) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

直近の事業年度における事業の概況

〔事業方針〕

令和元年度は、設備投資や個人消費は底堅く推移し、全体としては緩やかな回復基調を維持していました。しかしながら地域経済におきましては、急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に地域の需要が伸び悩み、加えて中小・零細企業においても経営者の高齢化や後継者難により事業者数が減少するとともに、慢性的な人手不足といった問題が顕在化するなど、依然として厳しい経営環境にありました。

このような状況下、当金庫は、中小企業専門の協同組織金融機関として地域のお客様が抱える経営上の課題に真摯に向き合い、顧客本位の営業を徹底して実践すること、また、金融仲介機能をより一層発揮し、創業や事業承継など地方創生に資する取組みを推進することで地域社会との信頼関係をより一層深めていくとともに、地域金融機関としての強固な経営基盤を確立することが重要であるとの認識のもと、下記3項目を最重要施策として取り組んでまいりました。

- ①営業力の強化 ～顧客本位営業の徹底と全員営業～
- ②収益意識の向上 ～残高管理から収益管理へ～
- ③組織体制の整備等 ～効率的かつスリムな組織～

〔金融経済環境〕

令和元年度の我が国経済は、マクロでは緩やかな回復を続けてはいたものの、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、日韓摩擦等の不安定な海外情勢が輸出・観光に悪影響を及ぼしていることに加え、消費税率引き上げ後に支出を控える動きが見られるなど景気の先行き不透明感が増加しました。また、出生数の減少に歯止めがかからない中、地方における人口減少や少子高齢化が加速しているほか、中小企業の人手不足や経営者の高齢化、後継者難といった構造的な問題が深刻化しました。

さらに、昨年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各国に瞬く間に拡大し、世界の主要都市でロックダウンが実施されるなど、世界中の人と物の流れが停滞するとともに、株価が暴落するなど、世界恐慌の様相を呈しました。新型コロナウイルス感染症拡大は、我が国経済の先行きにも深刻な打撃を与えました。

一方、信用金庫を取り巻く金融環境では、日本銀行の超低金利政策の影響を受け、貸出金利回りや預け金利回りが低下するなど、昨年にも増して厳しい収益環境が続きました。

このような状況下、当金庫は、協同組織金融機関として地域との共存共栄の考え方のもと、地域やお客様が抱える課題と真摯に向き合い、金融仲介機能の発揮に努め、円滑な資金供給に努めてまいりました。

〔業績〕

当期の業績は、預金は828億50百万円（対前期5億27百万円減）となり、貸出金は232億91百万円（対前期0.1百万円増）となりました。損益面におきましては、経常収益は、有価証券利息配当金等の資金運用収益やその他業務収益の増加により、10億25百万円（対前期86百万円増）となりました。一方、経常費用は、預金利息や経費が減少したものの、株式等売却損等の臨時費用が発生したことから9億円（対前期88百万円増）となり、経常利益は1億24百万円となりました。この結果、法人税等の税金を差し引いた当期純利益は1億4百万円となりました。

〔事業の展望〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域の中小・小規模事業者の事業環境はさらに厳しい状況になるものと予想されます。このような状況下、当金庫においては、取引先中小・小規模事業者の事業継続、資金繰りを支援することに全力で傾注することが重要であり、そのために迅速かつ柔軟な既往貸出金の条件変更やセーフティネット保証を活用した新規融資の実施に取り組むことが求められています。

当金庫は、地域に根ざした金融機関としてお客様の課題解決に万全を期しているところでありますが、より一層の中小・小規模事業者の支援に取り組んでまいります。

〔対処すべき課題〕

当金庫が対処する課題としては、①法令等に適合した経営を確保するための「内部統制システム」の一層の充実、②リスクを統合的に捉え管理する「統合リスク管理態勢」の確立、③地域のニーズに応え得る人材の育成・確保、④経営基盤を強固なものとする自己資本の拡充、などを掲げております。

〔内部管理基本方針〕

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」において、整備すべき体制を次の通り定めています。

- 1、理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- 2、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
- 3、損失の危険の管理に関する規定その他の体制。
- 4、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
- 5、当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項。
- 6、監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項。
- 7、次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制
当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事への報告に関する体制。
- 8、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
- 9、当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。
- 10、その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制。

直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：利益 千円・残高 百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	1,288,803	1,142,269	1,032,787	938,838	1,025,281
経常利益	215,101	246,398	155,139	127,235	124,784
当期純利益	131,057	180,730	137,351	83,399	104,679
出資総額	133	135	135	137	137
出資総口数	2,673,170	2,711,000	2,712,430	2,742,730	2,746,590
純資産額	6,433	6,104	6,148	6,370	6,421
総資産額	93,182	91,963	92,670	91,103	90,368
預金積金残高	84,764	84,389	85,223	83,377	82,850
貸出金残高	22,453	23,514	23,790	23,290	23,291
有価証券残高	34,891	37,234	37,251	41,679	42,463
単体自己資本比率	17.30%	17.21%	16.98%	17.13%	16.75%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	2.5円	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
役員数	11人	10人	10人	10人	11人
（うち常勤役員数）	6人	5人	5人	5人	6人
職員数	72人	73人	70人	64人	61人
会員数	5,669人	5,868人	5,787人	5,932人	6,060人

- (注) 1. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項に於いて準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 出資金 1口当たり50円、会員の最低出資金は100口5,000円です。

直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

◎業務粗利益

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	796,142	901,020
資金運用収益	857,914	942,859
資金調達費用	61,772	41,838
役務取引等収支	20,946	16,903
役務取引等収益	62,111	64,956
役務取引等費用	41,165	48,053
その他業務収支	△ 801	7,637
その他業務収益	1,292	10,624
その他業務費用	2,094	2,987
業務粗利益	816,287	925,561
業務粗利益率(%)	0.89%	1.02%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成30年度－円、令和元年度4円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎業務純益

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
業 務 純 益		274,472
実 質 業 務 純 益		280,275
コ ア 業 務 純 益		278,108
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)		94,650

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

◎利鞘、総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率(%)	0.13	0.13
総資産当期純利益率(%)	0.08	0.11
資金運用利回り(A)	0.94	1.04
資金調達原価率(B)	0.86	0.79
総資金利鞘(A)-(B)	0.08	0.25

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎資金運用収支の内訳

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、%)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 勘 定	91,228	90,583	857,914	942,859	0.94	1.04
うち貸出金	22,552	22,743	301,096	282,323	1.33	1.24
うち預け金	29,504	25,361	75,392	42,788	0.25	0.16
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	38,771	41,929	472,260	607,548	1.21	1.44
資 金 調 達 勘 定	86,625	86,124	61,772	41,838	0.07	0.04
うち預金積金	85,895	85,472	59,814	40,075	0.06	0.04
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	697	618	1,796	1,598	0.25	0.25

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度197百万円、令和元年度358百万円)を、控除して表示しております。
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	4,220	△ 62,968	△ 58,748	△ 6,043	90,987	84,944
うち貸出金	△ 7,128	△ 15,818	△ 22,947	2,683	△ 21,456	△ 18,773
うち預け金	△ 6,422	△ 33,108	△ 39,530	△ 9,149	△ 23,454	△ 32,603
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	33,709	△ 29,979	3,730	32,272	103,015	135,288
支 払 利 息	246	△ 18,137	△ 17,891	△ 265	△ 19,667	△ 19,933
うち預金積金	159	△ 18,084	△ 17,924	△ 287	△ 19,451	△ 19,739
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	31	-	31	△ 198	-	△ 198

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で計算しております。
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(2) 預金に関する指標

◎預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
流動性預金	20,264	22,155
うち有利息預金	17,756	19,441
定期性預金	65,517	63,192
うち固定金利定期性預金	65,511	63,185
うち変動金利定期性預金	6	6
その他	113	124
計	85,895	85,472
譲渡性預金	—	—
合計	85,895	85,472

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎定期預金残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
定期預金	57,631	55,814
固定金利定期預金	57,624	55,807
変動金利定期預金	6	6
その他	—	—

(3) 貸出金等に関する指標

◎貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
手形貸付	1,713	1,740
証書貸付	20,027	20,040
当座貸越	485	521
割引手形	326	441
合計	22,552	22,743

(注) 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金	23,290	23,291
うち変動金利	8,581	9,605
うち固定金利	14,709	13,685

◎貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	244	219
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	4,486	4,157
その他	—	—
計	4,730	4,377
信用保証協会・信用保険	2,853	2,957
保証	1,589	1,544
信用	14,117	14,411
合計	23,290	23,291

◎債務保証見返りの担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当 金 庫 預 金 積 金	－	－
有 価 証 券	－	－
動 産	－	－
不 動 産	－	－
そ の 他	－	－
計	－	－
信用保証協会・信用保険	－	－
保 証	10	9
信 用	56	34
合 計	67	43

◎貸出金使途別残高

(単位：百万円 構成比：%)

	平成30年度		令和元年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	13,117	56.32	12,403	53.25
運 転 資 金	10,172	43.67	10,887	46.74
合 計	23,290	100.00	23,291	100.00

◎住宅ローン・消費者ローン別残高内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
住 宅 ロ ー ン	3,701	3,534
消 費 者 ロ ー ン	1,701	1,866
合 計	5,402	5,400

◎貸出金業種別内訳

(単位：百万円 構成比：%)

業種区分	平成30年度			令和元年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	51	1,769	7.59	49	2,023	8.68
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-
漁 業	4	337	1.44	3	329	1.41
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	60	1,155	4.95	64	1,192	5.11
電気・ガス・熱供給・水道業	1	266	1.14	1	198	0.85
情 報 通 信 業	-	-	-	1	2	0.00
運 輸 業、郵 便 業	17	505	2.16	17	588	2.52
卸 売 業、小 売 業	103	2,283	9.80	102	2,471	10.60
金 融 業、保 険 業	3	620	2.66	5	1,220	5.23
不 動 産 業	52	3,288	14.11	45	3,155	13.54
物 品 賃 貸 業	2	14	0.06	1	2	0.00
学術研究、専門・技術サービス業	3	45	0.19	3	43	0.18
宿 泊 業	1	2	0.00	2	3	0.01
飲 食 業	24	264	1.13	23	237	1.01
生活関連サービス業、娯楽業	15	238	1.02	14	220	0.94
教育、学習支援業	2	32	0.13	1	4	0.01
医 療、福 祉	10	907	3.89	11	519	2.22
その他のサービス	37	586	2.51	42	678	2.91
小 計	385	12,318	52.88	384	12,892	55.35
国・地方公共団体等	5	5,569	23.91	5	4,998	21.45
個 人	1,590	5,402	23.19	1,532	5,400	23.18
合 計	1,980	23,290	100.00	1,921	23,291	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎預貸率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期 末 預 貸 率	27.93	28.11
期 中 平 均 預 貸 率	26.25	26.60

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(4) 有価証券に関する指標

◎商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

◎有価証券の種類別の残存期間別残高

—平成30年度—

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	1,344	-	-	1,045	-	2,389
地 方 債	999	403	1,542	721	333	908	-	4,909
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	1,559	3,628	4,202	3,262	5,262	1,916	-	19,832
株 式	-	-	-	-	-	-	447	447
外 国 証 券	-	-	896	602	1,816	1,211	-	4,528
その他の証券	-	3	119	5,349	2,886	-	1,213	9,572

—令和元年度—

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	1,329	-	-	-	1,025	-	2,355
地 方 債	-	1,931	-	717	329	883	-	3,862
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	1,743	4,047	3,624	4,469	5,732	2,962	-	22,579
株 式	-	-	-	-	-	-	133	133
外 国 証 券	-	194	1,098	701	1,614	1,620	-	5,229
その他の証券	2	-	2,592	2,057	2,455	-	1,195	8,303

◎有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
国 債	2,211	2,211
地 方 債	4,757	4,423
短 期 社 債	-	-
社 債	19,447	21,002
株 式	479	474
外 国 証 券	2,869	4,727
そ の 他 の 証 券	9,005	9,089
合 計	38,771	41,929

◎預証率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期 末 預 証 率	49.98	51.25
期 中 平 均 預 証 率	45.13	49.05

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

リスク管理について

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務は益々多様化、高度化し、収益機会が増えると同時に各種リスクも拡大し、複雑・多様化しております。当金庫では、「経営の健全性」と「収益の安定性」を確保し、お客様からの信頼をさらに向上させるため、法令等遵守態勢を含めたリスク管理態勢を経営の最重点課題として位置付け、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

リスク管理の体制

信用リスク管理

「信用リスク」とは、融資先の業況悪化等により、融資した資金が返済されなくなることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、融資にあたって審査管理を充実し、常に事務取扱規程（貸付編）の審査基準に基づいた運営ができるよう厳格な審査体制をとっております。さらに各種研修会への職員の派遣、事務取扱説明会の実施等により貸出審査能力の向上を図っております。また、自己責任に基づく適正な資産査定を行うとともに「資産監査委員会」による適切な償却・引当を実施し、貸出資産の健全性の確保、不良債権発生未然防止に努めております。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替相場の変動により資産の価値が下落し、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場部門（フロント）、事務管理部門（バック）、リスク管理部門（ミドル）を明確に分離し、部門間の相互牽制機能を働かせるとともに、ALM管理手法の高度化を図り、常にリスクの状況を把握しながら、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化・充実に努めております。

流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、予期せぬ資金の流失等により通常よりも高い金利での資金調達や著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、系統機関である信金中央金庫と緊密な関係を維持しており、緊急時の資金繰りには同金庫が積極的に支援するバックアップ体制を整えています。

オペレーショナルリスク管理

「オペレーショナルリスク」とは、事務やコンピュータシステム等、日常の事務処理が職員のミスや不正またはコンピュータシステムが正常に稼動しないことにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、内部規定マニュアルの整備、職員指導の徹底、内部監査機能の強化により、日常の事務ミス発生防止や職員等による不正防止に努めています。また、コンピュータシステムは、一般社団法人しんきん共同センターを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

基本方針	当金庫の役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して責任ある健全かつ公正な金庫経営を行うことを目的として、行動綱領を制定しコンプライアンスの徹底に努めています。
運営体制活動状況	担当部署としてコンプライアンス室を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」に従ってコンプライアンス重視の企業風土の醸成のため、年間を通じてコンプライアンス研修等を実施しております。また、各部店にコンプライアンス責任者、担当者を配し、日常業務における法令等遵守状況を把握・チェックできる体制としております。
当金庫の勧誘方針について	<p>当金庫は、「金融商品の販売に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適切性の確保を図っております。</p> <p>「金融商品に係る勧誘方針」（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、お客様の知識・経験・財産の状況を踏まえ、適切な金融商品の勧誘を行います。 2. 当金庫は、お客様ご自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、金融商品の内容やリスクの内容などの重要事項について説明を行い、十分にご理解をいただくよう努めます。 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。 4. 当金庫は、正当な理由なく、早朝や深夜などの不適切な時間帯に、電話・訪問による勧誘は行いません。
個人情報保護法への対応について	当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様からお預かりしている大切な個人情報については、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定し、その保護について法令等遵守に心がけ、大切に保管するよう各種の取組を行っております。なお、詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は2ページ参照）またはコンプライアンス室（電話：0766-82-8613）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山弁護士会（電話：076-421-4811）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取組み、お客さまの信頼に添えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組を行ってまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。

4. 当金庫は、お客さまの情報を適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱やお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。
 ※本方針の「お客さまへの説明を要する全ての取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引をいいます。

反社会的勢力に対する基本的方針

私ども新湊信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
 理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
2. 管理態勢
 当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部はコンプライアンス室とし、コンプライアンス室が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。
3. リスクベース・アプローチ
 リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
 適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。
5. 疑わしい取引の届出
 営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置
 テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
 継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
 マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対し必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- 本取組み方針及び金融円滑化管理規程の制定
- 本部、営業店に経営支援担当者を配置し、経営改善計画の策定やコンサルティング等を積極的に行い、取引先企業の経営改善を支援
- 職員にお客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修を実施
- 複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合等、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行う等、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- 日本政策金融公庫高岡支店・富山支店と「業務提携・協力に関する覚書」の締結（加えて富山県信用保証協会とも連携、覚書の締結）
- 富山市・高岡市・射水市が主となり結成された創業支援事業者に当金庫も参加
- 射水市商工協議会主催の産学官金交流会に参加
- TKC北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結
- 北陸税理士会4支部と業務協力に関する連携協定を締結
- 富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結
- 国内最大級の事業承継M&Aサイトを運営する(株)ランビとビジネスマッチング契約を締結
- 投資業務及び事業承継M&A業務等を専門としている信金キャピタル(株)とM&A仲介業務に関する協定書を締結
- 経営改善等に関する業務支援を行うバンカーズアンドアソシエイツ(株)と業務委託契約を締結
- 地域産業の活性化等を目的とする一般社団法人地域未来創生機構と業務委託契約を締結

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

①創業・新事業への取組み

- ・実現可能性の高い創業・新事業に関する案件の発掘と実現化への支援や資金面でのバックアップによる取引先企業の新事業展開などの支援を行います。
- ・射水市内で創業される方もしくは新たな事業を開始される方を全面的にバックアップする取組みを強化するとともに、地域における金融機関としての役割を明確化させ、当金庫として積極的に地方創生に関与していきます。
- ・地元事業者と連携し、日本財団「わがまち基金」を活用した創業インキュベーション事業を開始。創業者による創意工夫を引き出し、そして地域産業を牽引する新ビジネスの開発に繋がる事業を創出するための支援を積極的に展開していきます。

■各営業店に配置した「創業・新事業支援担当者」による案件の発掘と融資支援

【創業先への融資件数】 9件

上記とは別に、創業・新事業を引続き支援している先が9先あり、今後も当金庫よりの確な支援を行いながら、創業・新事業者を全面的にバックアップしていきます。

■地元事業者と連携し、日本財団「わがまち基金」を活用した創業インキュベーション事業を開始

【入居者数】 3事業者

【施設内でのセミナー・イベント等】

- 第1回ミライズIMIZUセミナー（令和元年10月4日）
講演「起業で夢を現実に！」
- 第2回ミライズIMIZUセミナー（令和元年11月14日）
講演「日本公庫の創業者支援」
- 第3回ミライズIMIZUセミナー（令和元年12月12日）
講演「とあるデザイナーのフリーランス起業体験記」
- 第4回ミライズIMIZUイベント（令和元年12月20日）
イベント「人狼ジャッジメント」
～ゲームを通して楽しく想いを伝えるトーク術を身につける～
- 第5回ミライズIMIZUセミナー（令和2年1月21日）
講演「中小企業診断士による補助金セミナー」



②経営改善支援への取組み

- ・ビジネスマッチングやシニア人材マッチング交流会等の機会を提供し、販路拡大や売上増進ならびに様々な経営課題解決につながるよう取引先の事業活動を側面から支援します。
- ・コンサルティング機能を積極的に発揮し、外部専門家や認定支援機関との連携により、中小企業等の経営改善、事業再生の取組みを支援します。

- ・中小企業等に対し、補助金や助成金、税制優遇等に関する無料個別相談会を中小企業診断士と連携し定期的に開催します。

■ビジネスマッチング等の機会提供による取引先企業の販路拡大や経営課題解決等への支援

北陸地区信用金庫協会が主催するしんきんビジネスフェア「北陸ビジネス街道2019」に当金庫のお取引先7先が参加（内、ブース出展5先）しました。

東海地区信用金庫協会が主催する「第14回ビジネスフェア2019」に当金庫のお取引先1先が出展しました。

城南信用金庫が主催する「2019“よい仕事おこし”フェア」に当金庫のお取引先1先が出展しました。



■日本経済新聞社が主催するスタートアップ・後継ぎベンチャーと企業をつなぐピッチイベント「スタートピッチJapan」への参加支援

2019年度の「スタートピッチJapan」に当金庫のお取引先4先がエントリーし、その内3先がブロック大会に進出、更に1先が決勝大会に進出し、技術パートナーや販路獲得、大企業に事業提携を売込むための支援を行いました。

■信金中央金庫優待カタログへの商品エントリー支援

優待カタログへのエントリーは1先1商品ありました。

■公益財団法人富山県新世紀産業機構が事業運営している「中小企業首都圏販路開拓支援事業」へ応募

特徴のある商品等（商品・技術・サービス）を持ちながら、なかなか販路が広がらない当金庫のお取引先1先の販路開拓支援を行うため、公益財団法人富山県新世紀産業機構が事業運営している「中小企業首都圏販路開拓支援事業」に応募しました。

■「新しい」または、「独自の」技術や技能、製品（商品）・サービス創出など、創意工夫に果敢に取り組んでいる射水市内の“きらり”と光る企業を支援

令和元年度射水市きらりカンパニー顕彰の「きらり大賞」に当金庫のお取引先1先が応募し、見事に「きらり大賞」を受賞しました。

■外部機関・外部専門家との連携による中小企業等の経営改善、事業再生の取組みを支援

【ミラサボ活用回数】 22先に対し64回

■「(独)工業所有権情報・研修館」知財総合支援窓口事業の活用

弁理士、弁護士など知的財産に携わる専門家による助言提供を受けるため、当金庫のお取引先3先が「知財総合支援窓口事業」を活用しました。

■当金庫が企画した個別相談会を開催

新製品開発や販路拡大を実現したい事業者並びに設備導入を検討している事業者を対象とした「補助金個別相談会」を開催しました。



■一般社団法人富山県中小企業診断協会と連携した無料経営相談会を開催

創業1～3年未満の事業者や、今後の事業計画が明確化していない事業者を対象とした「無料経営相談会（一般社団法人富山県中小企業診断協会連携）」を令和元年11月5日に開催し、4先の事業者が相談に来庫されました。

【補助金個別相談会】

第1回補助金個別相談会（令和元年7月2日）5先参加
第2回補助金個別相談会（令和元年10月23日）2先参加
第3回補助金個別相談会（令和元年10月24日）3先参加

【「補助金」無料個別相談会（毎週水曜日開催）】

令和元年11月から毎週水曜日に「補助金」無料個別相談会を開催し、合計23先が参加されました。

■当金庫が事業再生支援先として選定した事業者に対し、外部機関（外部専門家含む）との連携を強化するなどし、事業再生（ランクアップ）へ向け全面的にバックアップ

令和元年度事業再生支援先として13先選定し、ランクアップへ向け支援しました。

■経営改善の取組みを必要とする事業者に対し、経営改善計画（早期経営改善計画含む）の策定を支援。事業者の経営改善・生産性向上の取組みを促進

令和元年度、経営改善支援センターへ持込み・支援した先は5先（全て早期経営改善計画書/外部専門家と連携）ありました。

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

- ・担保・保証に必要以上に依存することなく、企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価し、融資や助言等を通じて企業の成長支援に努めます。

■動産・債権譲渡担保融資や資本金借入金を活用し、新規融資の促進を図ります。

今後も担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みを推進すべく、積極的に動産・債権譲渡担保融資、ABL等を活用することを検討していきます。

■財務制限条項活用融資

【令和元年度実績】 2件（シンジケートローン）
今後も大口の資金需要に対応すべく、積極的にシンジケートローンを活用することを検討していきます。

②企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

- ・企業への円滑な融資対応能力向上を目指して、目利き力等のスキルアップを図るために外部研修派遣、通信講座受講、庫内研修を行い、お取引先企業の支援や経営改善指導を的確に行える人材の育成に努めます。

■外部研修への派遣、庫内研修の実施

目利き力向上や融資渉外力の向上を図るため外部の関連研修等に積極的に参加しました。支店長や支店長代理（融資担当役員者）、渉外担当者並びに積極的にスキルアップ向上に努めている職員を対象に、事業性評価に関連する研修を7回実施し、「事業性評価融資」や「本業支援等」の取組み強化を図るためのスキル向上に努めました。

③貸付条件の変更等の適切な対応

- ・中小企業金融円滑化法は終了いたしました。その後も対応方針は何ら変わりなく、お客さまからのお借入に関する相談、お申込みについて真摯な対応に努めております。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

■地公体や商工団体、関係機関、他金融機関等と連携し、地域の賑わい創出実現に向けた仕組みを構築するとともに、多様なサービスを提供するなどし、地方創生の一助となる取組みを強化



当金庫と地元事業者が運営主体となり、射水市や射水商工会議所をはじめ、数多くの関係機関の協力・連携をもって立ち上げた「ミライズIMIZU協議会」による「創業インキュベーション事業」の取組みを令和元年8月23日より開始致しました。尚、本事業においては、公益財団法人日本財団の「わがまち基金」からの助成金を活用しております。また、本事業は、旧新湊地区（射水市）経済担い手育成を目的として開始した事業であり、地域の賑わい創出実現に向けた仕組みを構築するとともに、多様なサービスを提供し、ひいては地方創生の一助になればと考えています。

■プロジェクトファイナンス案件に対し、地公体や商工団体、関係機関、他金融機関等と連携するとともに、将来の成長可能性（持続的な成長等）を視野に入れ、事業の育成・支援に積極的に取組む

平成30年度より取組みしている「農畜連携による社会課題解決と地域循環型産業育成構想」を具現化すべく、令和元年度も引続き、氷見市の養豚業者と北海道の帯広畜産大学、小樽商科大学ならびに一般財団法人地域未来創生機構や地域循環型産業育成構想に賛同いただいた事業者と連携し、アニマルウェルフェア（動物・家畜福祉）の考えに沿い、耕作放棄地を活用した放牧による養豚業の定着を推進するための支援を行いました。

■「あったか家族応援定期預金」を発売

射水市が推進する「あったか家族応援プロジェクト」に賛同し、定期預金募集総額の0.01%に相当する（30万円）を射水市教育委員会へ寄付しました。

■認知症サポーター養成講座の開催

認知症の方と地域で関わる人が多いと想定される金融機関の職員が認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族をできる範囲で手助けできるための講座を受講しました。



■地域住民に歓迎される商品の開発など、地域活性化につながる商品・サービスの充実

平成27年2月より職域取引先に対する従業員の福利厚生商品として、「職域サポートローン」を発売しております。

■富山県と県内7信用金庫及び信金中央金庫による「観光・産業振興に関する協定」の締結に基づき、各地の信用金庫が実施している「年金旅行」「団体旅行」の誘致、また来県された皆様に対するお出迎えを行っています。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	89件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.31%
保証契約を解除した件数	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)	金 額		(負債の部)	金 額	
	平成30年度	令和元年度		平成30年度	令和元年度
現金	1,154	1,321	預金積金	83,377	82,850
預け金	24,362	22,674	当座預金	1,758	1,665
買入金銭債権	100	179	普通預金	19,068	21,197
金銭の信託	0	0	貯蓄預金	49	55
有価証券	41,679	42,463	通知預金	145	21
国債	2,389	2,355	定期預金	57,631	55,814
地方債	4,909	3,862	定期積金	4,653	3,886
社債	19,832	22,579	その他の預金	70	208
株式	447	133	借入金	655	565
その他の証券	14,100	13,532	借入金	655	565
貸出金	23,290	23,291	その他の負債	256	150
割引手形	409	283	未決済為替借	32	17
手形貸付	1,602	1,610	未払費用	126	52
証書貸付	20,361	20,385	給付補填備金	10	5
当座貸越	917	1,011	未払法人税等	16	9
その他の資産	516	523	前受収益	4	4
未決済為替貸	24	13	払戻未済金	0	0
信金中金出資金	375	375	払戻未済持分	2	2
前払費用	1	0	職員預り金	32	34
未収収益	93	76	リース債務	28	18
その他の資産	21	56	その他の負債	3	3
有形固定資産	814	779	賞与引当金	13	14
建物	309	291	退職給付引当金	125	109
土地	442	442	役員退職慰労引当金	50	51
リース資産	28	18	睡眠預金払戻損失引当金	1	1
その他の有形固定資産	33	26	偶発損失引当金	0	0
無形固定資産	6	5	繰延税金負債	185	160
ソフトウェア	5	4	債務保証	67	43
その他の無形固定資産	1	1	負債の部合計	84,732	83,947
債務保証見返	67	43	(純資産の部)		
貸倒引当金	△ 888	△ 915	出資金	137	137
(うち個別貸倒引当金)	(△ 875)	(△ 896)	普通出資金	137	137
			利益剰余金	5,629	5,729
			利益準備金	135	137
			其他利益剰余金	5,493	5,592
			特別積立金	5,271	5,351
			(うち事務合理化積立金)	(80)	(80)
			(うち改築積立金)	(230)	(230)
			当期末処分剰余金	222	241
			会員勘定合計	5,766	5,867
			其他有価証券評価差額金	603	553
			評価・換算差額等合計	603	553
			純資産の部合計	6,370	6,421
資産の部合計	91,103	90,368	負債及び純資産の部合計	91,103	90,368

貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～39年
その他	3年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産査定部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」

（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額に、平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 [平成31年3月分]

0.0489%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円 [及び別途積立金48,949百万円] であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金9百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

29百万円
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はございません。
16. 有形固定資産の減価償却累計額

1,249百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額

276百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は257百万円、延滞債権額は927百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻

先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,201百万円であります。なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は283百万円であります。
23. 為替決済の取引の担保あるいは射水市、高岡市、富山市の公金業務取扱いの担保として、預け金1,500百万円及び現金210百万円を差し入れております。また信金中央金庫からの借入金に対し800百万円担保として差し入れております。
24. 出資1口当たりの純資産額 2,337円84銭
25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務推進部により行われ、また定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事會を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、業務推進部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事會において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事會に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用会議の方針に基づき、理事會の監督の下、余資運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事會及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは共分散行列法（保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和2年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,094百万円です。

なお、当金庫では、計測モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテスティング（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間5年）を実施しており、計測手法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を

採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 預 け 金	22,674	22,804	129
(2) 有 価 証 券	42,453	42,448	△ 4
満期保有目的の債券	2,423	2,419	△ 4
その他有価証券	40,029	40,029	-
(3) 貸 出 金	23,291		
貸倒引当金(*1)	△ 915		
	22,376	23,012	636
金 融 資 産 計	87,503	88,265	761
(1) 預 金 積 金	82,850	82,894	44
(2) 借 用 金	565	570	5
金 融 負 債 計	83,415	83,465	50

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR,SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR,SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるもののみであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額同様の借入にて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(*1)	8
その他の証券(*2)	2
合 計	10

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) その他の証券は、投資事業有限責任組合出資であり、その組合財産は、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」があります。以下、30.まで同様であります。

売買目的有価証券

売買目的有価証券はございません。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	279	284	4
	社 債	843	863	20
	その他	500	515	15
	小 計	1,623	1,664	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	100	99	△ 0
	その他	700	654	△ 45
	小 計	800	754	△ 45
合 計		2,423	2,419	△ 4

(注) 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	19,895	19,308	586
	国 債	2,355	2,210	144
	地方債	3,582	3,426	155
	社 債	13,957	13,671	286
	その他	10,470	10,080	390
	小 計	30,365	29,388	976
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	133	175	△ 41
	債券	7,678	7,805	△ 127
	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	7,678	7,805	△ 127
	その他	1,860	1,901	△ 41
	小 計	9,672	9,882	△ 210
合 計		40,037	39,271	766

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。
29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
株式	233	3	117
債券	703	4	0
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	703	4	0
その他	28	0	1
合 計	965	8	119

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の30%以上下落しており、直ちに回復すると認められる合理的な根拠がない場合をいいます。

31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、98億86百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが22億45百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等

を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	146百万円
退職給付引当金	30百万円
賞与引当金	4百万円
減価償却超過額	4百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	212百万円
評価性引当額	△ 160百万円
繰延税金資産合計	51百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	212百万円
繰延税金負債合計	212百万円
繰延税金負債の純額	160百万円

2. 損益計算書

科 目	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	938,838	1,025,281
資 金 運 用 収 益	857,914	942,859
貸 出 金 利 息	301,096	282,323
預 け 金 利 息	75,392	42,788
有価証券利息配当金	472,260	607,548
その他の受入利息	9,165	10,198
役 務 取 引 等 収 益	62,111	64,956
受入為替手数料	41,101	40,802
その他の役務収益	21,009	24,153
そ の 他 業 務 収 益	1,292	10,624
外国為替売買益	1,079	-
国債等債券売却益	-	4,813
国債等債券償還益	22	70
その他の業務収益	190	5,740
そ の 他 経 常 収 益	17,519	6,841
株 式 等 売 却 益	15,656	3,307
その他の経常収益	1,863	3,534
経 常 費 用	811,602	900,497
資 金 調 達 費 用	61,772	41,838
預 金 利 息	55,368	36,630
給付補填備金繰入額	4,446	3,445
借 用 金 利 息	1,796	1,598
その他の支払利息	161	165
役 務 取 引 等 費 用	41,165	48,053
支払為替手数料	13,246	13,378
その他の役務費用	27,918	34,674
そ の 他 業 務 費 用	2,094	2,987
外国為替売買損	-	179
国債等債券売却損	-	2,027
国債等債券償還損	23	689
その他の業務費用	2,070	90
経 費	703,011	658,118
人 件 費	407,089	370,245
物 件 費	283,699	276,582
税 金	12,222	11,291
そ の 他 経 常 費 用	3,559	149,499
貸倒引当金繰入額	1,740	31,266
株 式 等 売 却 損	-	117,230
その他資産償却	39	150
その他の経常費用	1,779	852
経 常 利 益	127,235	124,784

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失	7	379
固 定 資 産 処 分 損	7	379
税 引 前 当 期 純 利 益	127,228	124,404
法人税、住民税及び事業税	43,637	25,720
法 人 税 等 調 整 額	190	△ 5,995
法 人 税 等 合 計	43,828	19,724
当 期 純 利 益	83,399	104,679
繰越金（当期首残高）	139,268	137,053
当 期 未 処 分 剰 余 金	222,668	241,733

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 38円13銭

3. 剰余金処分計算書

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	222,668,341	241,733,396
繰越金（当期首残高）	139,268,526	137,053,869
当 期 純 利 益	83,399,815	104,679,527
剰 余 金 処 分 額	85,614,472	4,308,676
利 益 準 備 金	1,515,000	193,000
普通出資に対する配当金	(年3%) 4,099,472	(年3%) 4,115,676
特 別 積 立 金	80,000,000	-
繰越金（当期末残高）	137,053,869	237,424,720

会計監査人による監査

平成30年度及び令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、穴田 茂 公認会計士・河村 拓栄 公認会計士の監査を受けております。

財務諸表の適正性に関する内部監査の有効性の確認

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和2年6月22日

新湊信用金庫

理事長 松岡 文雄

リスク管理債権及び保全状況

○リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	191	257
延 滞 債 権 額 (B)	981	927
合 計 (C) = (A) + (B)	1,173	1,185
担 保 ・ 保 証 額 (D)	297	289
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	875	896
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	875	896
同 引 当 率 (G) = (F) / (E) (%)	100.00	100.00

2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	-	-
貸出条件緩和債権額 (I)	19	16
合 計 (J) = (H) + (I)	19	16
担 保 ・ 保 証 額 (K)	-	-
回収に懸念がある債権額 (L) = (J) - (K)	19	16
貸 倒 引 当 金 (M)	0	0
同 引 当 率 (N) = (M) / (L) (%)	0.63	1.00

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
(C) + (J)	1,192	1,201

- 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A, B, H, I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D, K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引き当てた額を記載しております。

金融再生法開示債権及び保全状況

○金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	1,059	1,087
危 険 債 権	116	100
要 管 理 債 権	19	16
正 常 債 権	22,183	22,143
合 計	23,379	23,348

- (注) 1. 「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
金融再生法上の不良債権 (A)	1,195	1,205
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	1,059	1,087
危 険 債 権	116	100
要 管 理 債 権	19	16
保 全 額 (B)	1,176	1,188
貸 倒 引 当 金 (C)	875	896
担 保 ・ 保 証 等 (D)	301	292
保 全 率(B)/(A)(%)	98.38	98.65
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)/((A)-(D)) (%)	97.84	98.23

- (注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計です。

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(1) 売買目的有価証券

売買目的の有価証券はございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	1,279	1,297	17	279	284	4
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	1,398	1,434	35	843	863	20
	そ の 他	400	405	5	500	515	15
	小 計	3,078	3,137	58	1,623	1,664	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	100	99	△ 0
	そ の 他	600	585	△ 14	700	654	△ 45
	小 計	600	585	△ 14	800	754	△ 45
合 計		3,678	3,722	44	2,423	2,419	△ 4

- (注) 1. 時価は、期末時における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	23,655	22,827	827	19,895	19,308	586
	国 債	2,389	2,210	178	2,355	2,210	144
	地 方 債	3,629	3,442	187	3,582	3,426	155
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	17,636	17,174	461	13,957	13,671	286
	そ の 他	7,750	7,309	440	10,470	10,080	390
小 計	31,405	30,137	1,268	30,365	29,388	976	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	439	514	△ 75	133	175	△ 41
	債 券	797	800	△ 2	7,678	7,805	△ 127
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	797	800	△ 2	7,678	7,805	△ 127
	そ の 他	5,346	5,702	△ 355	1,860	1,901	△ 41
小 計	6,582	7,016	△ 433	9,672	9,882	△ 210	
合 計		37,988	37,153	835	40,037	39,271	766

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末時における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	8	8
そ の 他 の 証 券	3	2
合 計	11	10

金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託はございません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託はございません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

平成30年度					令和元年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	-	-	-	0	0	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、貸出金償却の額

◎貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	19	12	-	19	12
	令和元年度	12	18	-	12	18
個別貸倒引当金	平成30年度	866	875	-	866	875
	令和元年度	875	896	4	870	896
合計	平成30年度	886	888	-	886	888
	令和元年度	888	915	4	883	915

貸出金償却の額

◎貸出金償却額

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金償却	-	-

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として決定方法等を規程で定めております。

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	68

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です。(期中退任者及び期中に理事を退任し、監事に就任したのものも含む)。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」45百万円、「賞与」6百万円、「退職慰勞金」15百万円となっております。
 なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与の額です。
 「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものはいませんでした。

自己資本の充実の状況

「自己資本比率」は、国内基準（4%）を大きく上回っています。

今年度の自己資本比率は16.75%となりました。国内基準（4%）を大きく上回る高い水準を維持しています。

自己資本比率は、「金融機関の安全性」を示す指標といわれ、一般的にこの比率が高いほど財務体質が強固で、安全性・健全性が高いといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (5,875百万円)}}{\text{信用リスク・アセット額 (33,452百万円) + ホリスカ相当額 ÷ 8\% (1,615百万円)}} \times 100 = \underline{\underline{16.75\%}}$$

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,762	5,863
うち、出資金及び資本剰余金の額	137	137
うち、利益剰余金の額	5,629	5,729
うち、外部流出予定額 (△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	18
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	18
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,775	5,881
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	5
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	5
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
前 払 年 金 費 用 の 額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整・項目の額（ロ）	6	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	5,768	5,875
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	32,091	33,452
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,126	△ 155
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,126	△ 155
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,577	1,615
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	33,669	35,068
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.13%	16.75%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	32,091	1,283	33,452	1,338
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,176	1,327	33,514	1,340
現 金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	103	4	100	4
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	250	10	190	7
地方三公社向け	63	2	119	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,870	274	7,235	289
法人等向け	18,319	732	19,344	773
中小企業等向け及び個人向け	2,045	81	2,068	82
抵当権付住宅ローン	472	18	432	17
不動産取得等事業向け	540	21	484	19
3ヵ月以上延滞等	1,360	54	1,344	53
取立未済手形	4	0	2	0
信用保証協会等による保証付	181	7	178	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出 資 等	4	0	3	0
出資等のエクスポージャー	4	0	3	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	2,955	118	2,010	80
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	509	20	499	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,534	61	607	24
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	911	36	903	36
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化				
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再 証 券 化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	45	1	93	3
リスク・スルー方式	45	1	93	3
マ ン デ ー ト 方 式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1,250%）	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに算入されなかったものの額	△ 1,126	△ 45	△ 155	△ 6
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,577	63	1,615	64
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	33,669	1,346	35,068	1,402

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことす。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことす。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取 引			
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
国 内	78,879	78,942	23,358	23,335	27,131	28,797	-	-	969	1,063
国 外	4,528	5,229	-	-	4,528	5,229	-	-	-	-
地 区 別 合 計	83,407	84,172	23,358	23,335	31,659	34,026	-	-	969	1,063
製 造 業	8,740	9,754	1,775	2,028	6,706	7,626	-	-	29	28
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	337	329	337	329	-	-	-	-	288	288
鉱業、採石業、砂利採取業	407	404	-	-	407	404	-	-	-	-
建 設 業	1,589	1,699	1,171	1,201	403	498	-	-	377	372
電気・ガス・熱供給・水道業	1,402	1,530	266	198	1,114	1,311	-	-	-	-
情 報 通 信 業	568	960	-	2	503	949	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	2,913	3,028	505	588	2,383	2,440	-	-	5	5
卸 売 業、小 売 業	3,753	4,211	2,296	2,478	1,456	1,732	-	-	45	25
金 融 業、保 険 業	32,429	33,023	620	1,220	6,864	8,432	-	-	-	-
不 動 産 業	6,111	6,133	3,301	3,165	1,735	1,903	-	-	136	136
物 品 賃 貸 業	14	2	14	2	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	45	43	45	43	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	2	3	2	3	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	264	237	264	237	-	-	-	-	8	43
生活関連サービス業、娯楽業	238	220	238	220	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	32	4	32	4	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	915	521	915	521	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	586	678	586	678	-	-	-	-	-	76
国・地方公共団体等	15,658	13,727	5,569	4,998	10,083	8,727	-	-	-	-
個 人	5,414	5,410	5,414	5,410	-	-	-	-	78	86
そ の 他	1,981	2,247	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	83,407	84,172	23,358	23,335	31,659	34,026	-	-	969	1,063
1 年 以 下	16,651	17,534	4,958	4,398	2,559	1,743	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	9,757	16,953	5,511	5,650	4,031	7,502	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	11,131	7,955	3,145	3,232	7,985	4,722	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	12,692	9,206	1,674	1,567	4,587	5,888	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	10,279	10,029	1,866	1,853	7,412	7,676	-	-	-	-
10 年 超	10,042	11,830	4,060	4,437	5,082	6,492	-	-	-	-
期間の定めのないもの	12,852	10,661	2,140	2,193	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	83,407	84,172	23,358	23,335	31,659	34,026	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ◎貸倒引当金内訳」に詳しく掲載しております。(26ページを参照願います。)

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
製造業	26	27	27	25	-	0	26	26	27	25	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	236	237	237	237	-	-	236	237	237	237	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	348	339	339	335	-	-	348	339	339	335	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	-	-
卸売業、小売業	34	26	26	18	-	-	34	26	26	18	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	125	125	125	125	-	-	125	125	125	125	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	0	0	0	22	-	-	0	0	0	22	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	28	28	40	-	-	-	28	28	40	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	88	84	84	86	-	3	88	80	84	86	-	-
合計	866	875	875	896	-	4	866	870	875	896	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	2,649	20,409	1,984	18,002
10 %	1,884	600	1,567	577
20 %	5,603	27,360	6,080	26,801
35 %	-	1,385	-	1,269
50 %	12,767	-	15,632	-
75 %	-	3,064	-	3,039
100 %	2,233	12,536	2,261	13,061
150 %	-	913	-	901
200 %	-	-	-	-
250 %	100	475	98	-
1,250 %	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	91,984		91,277	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	792	773	413	809	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	577	577	257	257
非 上 場 株 式 等	388	-	387	-
合 計	965	577	644	257

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
売 却 益	15	3
売 却 損	-	117
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	△ 75	△ 41

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	-	-

(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	平成30年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,355	7,105
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	-	-

7. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	3,328	3,079		200
2	下方パラレルシフト	-	-		4
3	ステイープ化	2,851	2,663		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,328	3,079		200
		平成30年度		令和元年度	
8	自己資本の額		5,768		5,875

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日による改正）を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている出資金で調達しております。その他、金融機能強化法の改正に伴い、資本調達手段が多様化したので万一の資本不足に備えて優先出資が発行できるよう定款変更を行い、21年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。

なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行なうこととなっております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行ってきており、自己資本の充実度は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保持していると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの利益計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積み上げを第1義的な施策としております。

3. 信用リスクに関する項目

信用リスクとは、取引先の財務状況が悪化し、融資の回収（元金や利息）が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクと認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を融資業務関連の各種規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、当金庫では、厳格な自己査定を実施しているほか、信用リスクの計量化に向けてインフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会や理事会に報告する体制としております。

貸倒引当金は、「資産査定要領」による厳格な自己査定のうち、「償却・引当金計上基準」に基づき、一般貸倒引当金は債務者区分ごとに計算された貸倒実績率に基づき予想損失額を算定し、個別貸倒引当金は優良担保等を除いた未保全額に対して算定しております。それぞれの結果については、独立監査人による監査を受けるなど適切な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者ごとの掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関は、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の定められたリスク・ウェイトを使用することになります。

当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、次の4社の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、リスク・アセット額を軽減する手法のことです。

当金庫では、以下の方法を採用しています。

(1) 適格金融資産担保

定期預金、定期積金を担保とする貸出金について、担保額をリスク削減額としています。

担保額は、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲以内としています。なお、お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めております。

(2) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

具体的には、政府保証債等がこれにあたります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引等があります。

当金庫は、派生商品取引や長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産等、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化させることです。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されます。

当金庫は、投資家として有価証券投資の一環として取扱っております。

リスクの認識については、裏付資産の状況、適格格付機関の格付情報等により把握し、「リスク管理委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて「常勤理事会」や「理事会」に報告し、適切なリスク管理に努めております。

当該証券投資における信用リスク・アセットの判定にあたっては、前記3の「信用リスクに関する項目」の(2)「リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関」と同じです。

当該証券投資の取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づき適正に運用・管理を行っております。また、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務基準」に従った適切な処理を行っております。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外的事象から生じる損失に係るリスクをいい、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスクとシステムリスクについて特に重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理委員会で管理しています。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

(1) 事務リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの把握に努め、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。多様化、複雑化する業務に対応し想定される事務リスクを回避するため、随時、各種規程等の見直しを行うとともに事務指導を強化しております。

(2) システムリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて、適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステムは金庫の業務運営に欠かせない存在となっています。したがって、システムの誤作動や不正使用などが発生した場合には、お客様からの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることとなります。こうした認識のもと、「情報資産保護に関する基本方針」を策定し、リスク管理委員会において適切な管理を行っています。

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法によるオペレーショナル・リスク相当額は、1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値とされており、当金庫の令和2年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、129百万円となりました。

8. 株式等エクスポージャーに関する事項

株式や株式関連投資信託等に係る運用については、当金庫の経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する株式等には、市場価格等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（価格変動リスク）が伴います。当金庫では、上場株式については日々時価により、また非上場株式については財務諸表に基づく評価を適宜実施するなど、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っています。

価格変動に伴う予想損失額については、上場株式や投資信託はVaRで算出される計数により算定し、金利リスクと併せて定期的に常勤理事会に報告するほか、リスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理の検討資料としております。

なお、当該取引における会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 「リスク管理の方針及び手続の概要」

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等が原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、 Δ EVE、VaR（信頼水準99%、保有期間6か月、観測期間5年間）を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、 Δ NIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、常勤理事会及びリスク管理委員会に諮り、金利リスクの削

減や運用ポジションの変更を行うこととしています。

③金利リスク計測の頻度

有価証券の金利リスクはVaRで日々計測を行い、また△EVE及び△NIIは月末基準日で毎月計測を行っています。それぞれの計測結果については、常勤理事会及びリスク管理委員会に毎月報告を行っています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利リスク削減取引は行っていません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

(2) 「金利リスクの算定手法の概要」

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金の50%相当額をコア預金と考え、最長満期は5年、平均満期は2.5年としています。コア預金に割り当てられない流動性預金は残存年数を0年と考えています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨間の相関は考慮せずに、正の値の通貨のみを単純に合算しています。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と割引金利に与える金利ショック幅を同一と見なしており、相関やスプレッドは考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルはコア預金モデル以外には使用していません。（コア預金モデルは金融庁が定める保守的な前提を使用しています。）

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

金利リスクに関する事項については定義、計測方法に変更はありません。△NIIを用いての金利リスク計測は開示初年度となります。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

△EVE及び△NIIの計算は再評価法で計測しています。再評価法とはイールドカーブ変化前後の経済価値や利息収入を計算し、その差額を金利リスクとする方法です。

(3) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

当金庫では、市場環境が激変し重大な影響を及ぼしうる事象が発生した時の損失額、及び自己資本への影響を確認・検証するため、定期的にストレス・テストを実施し常勤理事会及びリスク管理委員会に報告を行っています。その際、金利ショックとして、過去実際に起こった各種ストレスシナリオ（ブラックマンデー、資金運用部ショック、VaRショック等）において算出された損失額、ストレス後の自己資本比率をシミュレーションし、自己資本の充実度の評価を行っています。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点）

当金庫では、△EVE及び△NIIの他にVaR（分散共分散法、信頼水準99%、保有期間6カ月、観測期間5年間）を用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定するとともに、価格変動リスクや為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、定期的にバックテストを実施することでVaRの妥当性を検証し、計測手法の有効性を確認することでこのような問題点を解決しています。

1. 総代会制度について

総代会制度と機能について

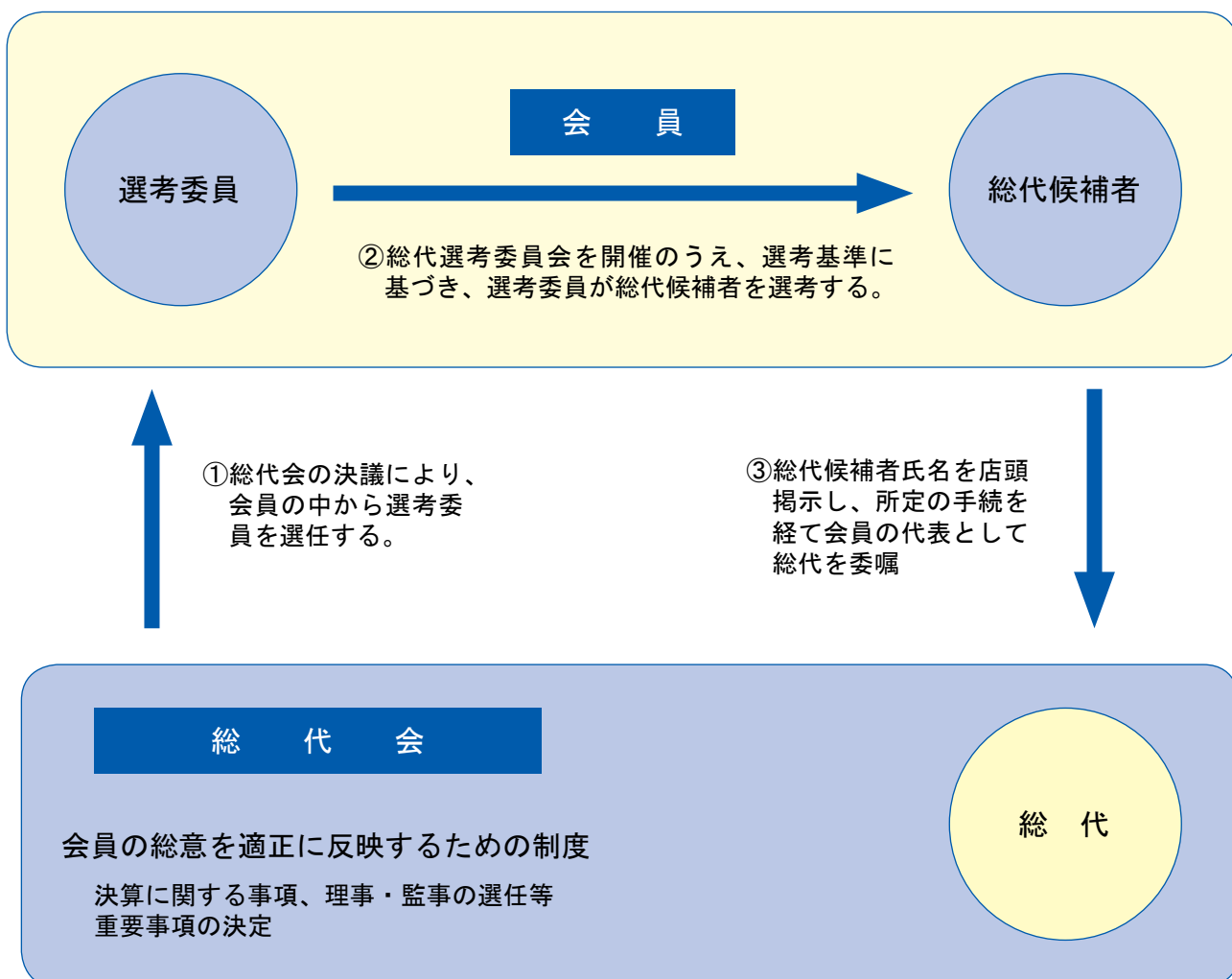
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は70人以上100人以内で、選任区域毎に会員数の割合に応じて総代定数を定めております。
- なお、令和2年3月31日現在の会員数は、6,060名です。

【選任地区別の会員数】 (平成31年2月末日現在)

選任地区	会員数(人)	構成比(%)	総代定数(人)
1区	991	16.7	17
2区	880	14.8	15
3区	1,152	19.4	19
4区	1,237	20.9	21
5区	1,672	28.2	28
	5,932	100.0	100

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任します(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
総代の選考時、年齢が75歳未満の者
総代として相応しい見識を有し、良識を持って判断できる者
人格にすぐれ、金庫の理念、使命を十分に理解している者
その他総代選考委員が適格と認めた者

(3) 総代の氏名(99名)

(お名前は五十音順敬称略)

第1区(17名)	石橋武司⑥	明裕之②
石井廣司⑨	越後嘉一①	四柳慎二⑧
石灰憲夫⑬	川口利昭③	和田格⑤
越後正②	京谷隆③	第5区(28名)
大浜晴彦⑥	児玉治②	石橋弘行②
片境清巳⑥	清澤博昭⑤	石橋正好④
片境孝吉⑩	鳥本正信⑥	岩井要二郎③
門嶋勇⑥	中曾修一⑧	江尻正洋⑪
甲谷英敏⑧	中野岳⑥	押川実恵①
北山剛⑥	野村賢政⑨	鍛冶功一⑥
京谷紺⑬	林勇司③	金原武夫④
酒井恒雄①	針山常夫⑧	窪田政三①
棚辺喜一⑤	堀田澄央④	澤田将稔⑦
津幡真一②	本郷喜博⑦	鈴木洋一⑨
永野康己⑤	八嶋合名会社⑥	炭元嘉雄⑨
明尚志③	米田秀樹⑦	竹林勝義⑨
森浩一⑦	鷺北昭雄⑥	谷内彰④
四方正治⑪	第4区(21名)	富山土石協業組合⑭
第2区(15名)	石灰晃⑫	林省次③
石黒誠⑦	石丸修治⑤	林哲朗①
石灰敬①	今牧繁⑥	針山英和③
板谷達也①	甲谷義昭⑦	福田剛平①
一守洋①	下保隆②	藤澤善寿②
射水ケーブルネットワーク㈱②	北川保博③	本多憲昭⑥
加門哲夫①	橋川俊正⑫	前川政光⑬
小杉一彦①	笹谷幸子④	松原隆治⑦
三箇洋⑥	笹谷隆吉⑥	真野博次⑩
渋谷勉③	新川則明⑦	港屋昭典①
田代拓矢①	中田繁吉④	森弘⑧
野村良範⑦	西井俊之①	矢野千賀子②
久湊治夫⑦	原田義夫①	山辺雅英①
二口弘一⑤	姫野拓雄①	渡孝志④
山峯直義④	藤岡啓一②	
鷺塚文夫⑪	分家一嘉⑬	
第3区(18名)	牧田拓⑥	
石灰治一⑬	明輝一⑤	(定員100名)

注1：氏名の掲載については個人情報保護法に基づく同意を得ております。
注2：氏名の後の数字は総代への就任回数です。(令和2年6月19日現在)
注3：令和2年6月30日現在の総代数は、第3区から1名減となり、99名となっております。

3. 第97期通常総代会の決議事項

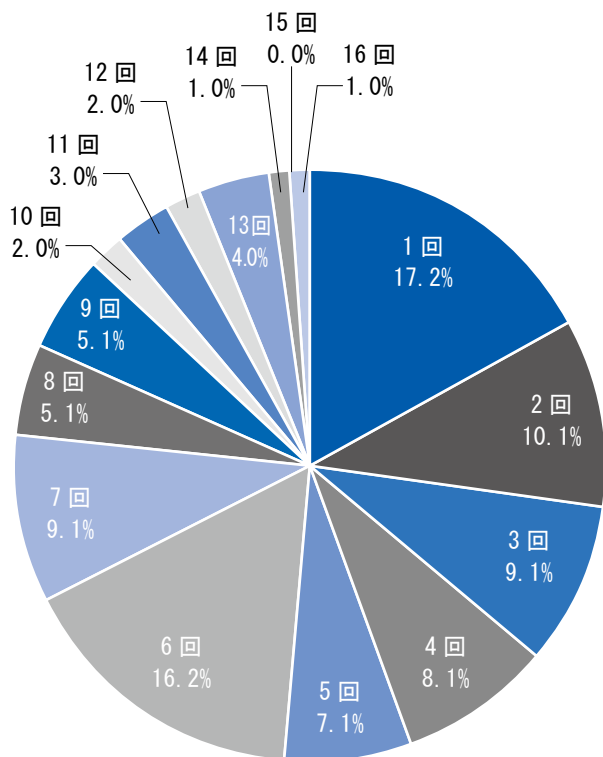
以下の議案が原案通り承認可決されました。

- 報告事項
第97期 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件

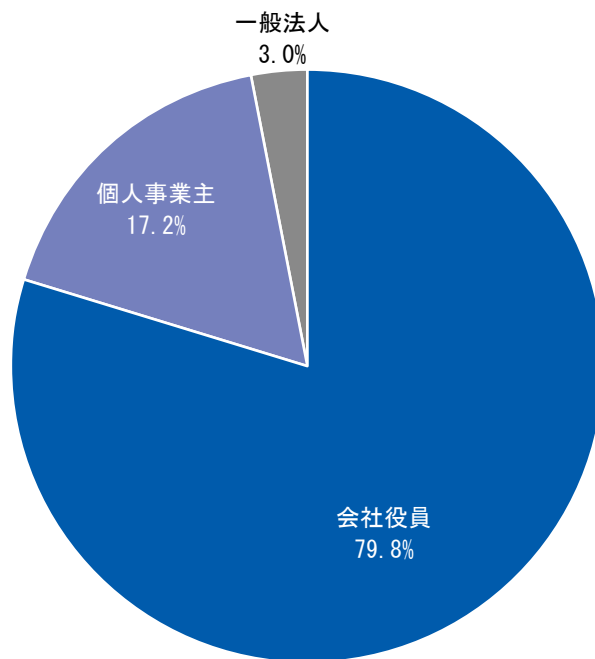
4. 総代会に係る開示充実に関する施策について

(現在の総代人数：99人)

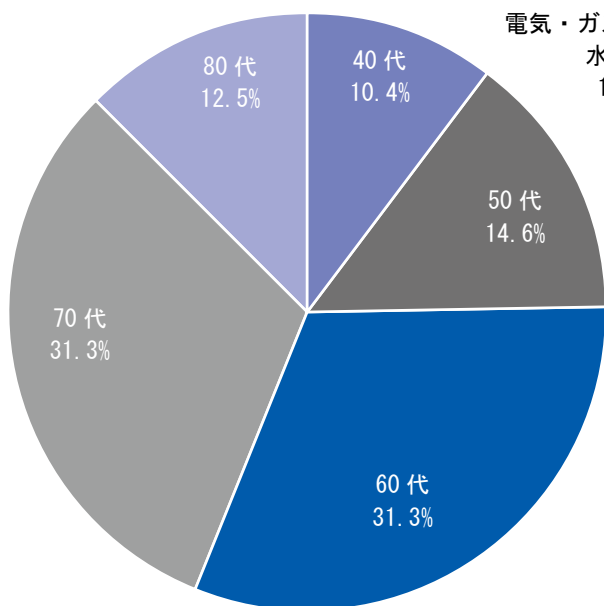
就任回数の割合



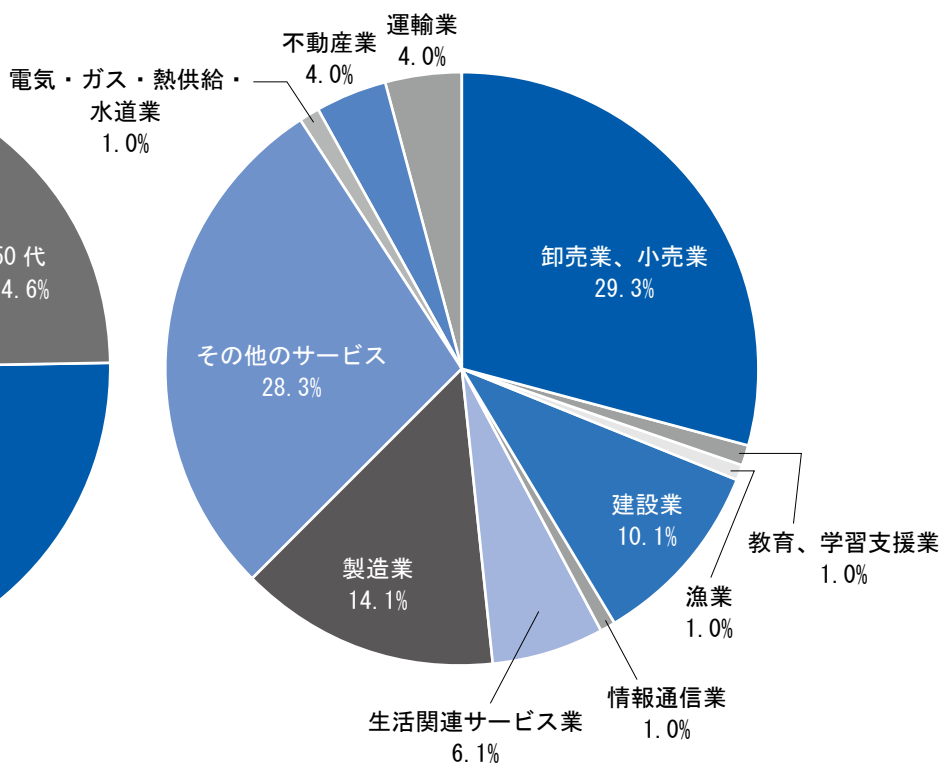
職業の割合



年齢の割合(個人：96名中)



業種の割合



当金庫の地域貢献活動について

《 Face to Face で地域社会と積極的に関わっていきます 》

当金庫の地域貢献活動

当金庫では、地元射水市を中心とした地域のお客様とのつながりを第一に考えております。これからも様々な形で地域社会の皆様にご貢献できる活動を行っていきたくと考えております。

■ 地元のお祭り「大門凧まつり」に参加 (令和元年5月19日)

子ども達の健やかな成長を願って開催されている「大門凧まつり」に当金庫は平成22年より参加しています。毎年地元の方と交流を深め、地域の子どもの成長を願い凧を上げています。今年も多くの職員が協力し、コマーシャル部門の凧上げに参加しました。



■ 金融経済教育「金融と保険に関する 校外授業・金融機関見学会」実施 (令和元年7月17日)

射水商工会議所金融保険部会は地元の中・高校生を対象に経済的に自立して生活するために必要な金融と保険に対する知識を学ぶと共に、進路選択の参考のため、毎年「金融と保険に関する校外授業及び金融機関見学会」を実施しています。令和元年度は当金庫にて新湊高校の3年生を対象に金融と保険について学習してもらい、その後当金庫内を見学し、窓口等様々な仕事について学んでもらいました。



■ 納涼祭「内川十楽の市・夏の夜の彩り」 ボランティア活動 (令和元年7月27日)

地域のお客様との繋がりを大事に考え、地域の納涼祭「内川十楽の市・夏の夜の彩り」にボランティアでの協力をしています。令和元年度は新入職員が参加し、宝くじ券が当たるくじ引き管理のお手伝いをしました。



■ 「しんきんクリーン作戦」 環境保護への貢献 (令和元年8月24日)

当金庫では平成14年度より継続して、役職員全員で海王丸ロードの清掃を実施し、環境保護に取り組んでいます。落ちていたプラスチック容器や空き缶等を回収し、夏の間様々な行事に使われた海王丸ロードを清掃しました。



■日本財団「わがまち基金」を活用した創業支援事業
「ミライズ IMIZU」協議会設立 (令和元年8月23日)

地元事業者と連携し、公益財団法人日本財団が推進する「わがまち基金」からの助成金を活用した「旧新湊地域経済担い手育成を目的とした創業インキュベーション事業」を実施しました。創業希望者が割安な家賃で入居できるインキュベーション施設を設けるほか、創業塾等も開催。起業から事業が軌道に乗るまでの各段階を継続的にサポートする体制を整え、地域における経済活性化に向けた創業者の創出、育成を図り、地方創生に取り組んでいます。



■「あったか家族応援定期預金」寄付金付定期預金募集総額の
0.01%相当額を射水市教育委員会へ寄付 (令和元年9月3日)

射水市が推進する家族や親子のきずなを深めるプロジェクト「あったか家族応援プロジェクト」に当金庫も賛同し、地元の子どものための健全育成をサポートするため、定期預金募集総額の0.01%相当額（30万円）を射水市教育委員会へ寄付し、同プロジェクトを応援しました。
募集期間 令和元年6月17日～令和元年9月30日



■しんきんビジネスフェア
「北陸ビジネス街道2019」開催 (令和元年9月11日)

石川県産業展示館にて第13回北陸地区信用金庫協会主催のビジネスフェア「北陸ビジネス街道2019」が開催されました。当金庫のお取引先にも出展していただき、販路拡大等に向けた事業者マッチング支援を行いました。



■中曽根支店文化講演会
「特殊詐欺の現状と被害防止対策」開催 (令和元年10月29日)

令和元年度の中曽根支店文化講演会は、射水警察署生活安全課の警部補をお招きし、中曽根支店協会の皆様に「特殊詐欺の現状と被害防止対策」の題材で講演していただきました。当日は寸劇の実演を交え、特殊詐欺被害を未然に防止するためにはどう取り組むべきかを学びました。



■富山県への観光誘致
「平塚信用金庫統一旅行」お出迎え (令和元年9月3日)

富山県内7金庫は、富山県及び信金中央金庫と「観光・産業振興に関する協定」を締結し、団体旅行の誘致等に取り組み、地元の魅力を県内外に発信しています。



■地元住民のお祭り
「牧野商工フェア」参加 (令和元年11月3日)

地元のお祭り「牧野商工フェア」に中曽根支店で参加しました。バルーンアート等を披露し地元の方々と交流を深め、地域深耕を図りました。



預金商品のご案内

種 類	内 容	お預入金額	期 間	
総 合 口 座	「貯める」「支払う」「借りる」のくらしに便利な機能を一冊の通帳にセットした預金です。公共料金等の自動支払いや年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。	1円以上	自 由	
	自動融資がセットされていますので、お預け入れ定期預金残高の90%、最高200万円までご融資が受けられます。	初回 1,000円以上	自動継続扱い	
				普通預金
定期預金				
当 座 預 金	商取引の決済等に、小切手・手形をご利用いただくための預金です。	1円以上	自 由	
普 通 預 金	いつでもお預け入れ、お引き出しができるほか、公共料金やクレジット代金等の自動支払い、年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。	1円以上	自 由	
無利息型普通預金 (決 済 性 預 金)	普通預金と同様の機能を持っています。利息は付きませんが、預金保険制度によりこの預金の全額が保護されます。	1円以上	自 由	
貯 蓄 預 金	30万円型と10万円型の2種類あり、基準残高以上でより有利な利息が付きます。自動受取口座や自動支払口座の指定はできません。	1円以上	自 由	
通 知 預 金	まとまった余裕資金の短期間の運用に適しています。	1万円以上	7日間据置	
納 税 準 備 預 金	納税資金をご準備、お支払いいただくための預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	お引き出しは納税時のみ	
定 期 預 金	スーパ一定期	預金を有利に運用するための商品です。300万円以上ではより有利に運用できます。3年以上の預入では半年複利となります。	1,000円以上	1ヵ月以上 5年以内
	大口定期預金	大口の資金運用に最適・有利です。	1,000万円以上	1ヵ月以上 5年以内
	期日指定定期預金	1年複利の有利な預金です。最長3年の預入で、据置期間（1年）経過後は、自由にお引き出し・一部支払いできます。	1,000円以上 1,000万円以下	1年据置 3年未満
	変動金利型定期預金	市場金利の動きにあわせて、6ヵ月毎に利率を変更します。	1,000円以上	1年以上 3年以内
	積立定期預金	目標額にあわせて、マイペースで着実な財産づくりに最適です。	1,000円以上	1年・2年・3年
財 形 預 金	一般財形預金	将来に備えて自由にご利用できます。（お利息は課税扱いです）1年経過後払戻し自由です。	1,000円以上	積立期間 3年以上
	財形年金預金	年金資金を貯める預金です。お利息とあわせて550万円まで（財形住宅と合算）非課税です。	1,000円以上 550万円未満	積立期間 5年以上
	財形住宅預金	住宅取得資金を貯める預金です。お利息とあわせて550万円まで（財形年金と合算）非課税です。	1,000円以上 550万円未満	積立期間 5年以上
定 期 積 金 (スーパ積金)	目標に合わせて毎月計画的に積立できます。	1,000円以上	1年以上 5年以内	

オリジナル商品

種 類	内 容	お預入金額	期 間
子育て応援定期積金のびのびクラブ	満18歳以下のお子様がいいらっしゃる親権者の方が対象です。 定期積金に一定の金利を上乗せします。	1万円以上10万円以下 (1万円の整数倍)	3年・5年
味覚の会 定期積金	女性の方限定の商品となります。 毎月の掛金の中から会費を積立し、春・秋のグルメツアーに参加できます。	10,000円以上 (うち2,000円会費)	2年・3年
ぬくもり (年金受給者限定)	年金お受取口座通帳へ定期預金をセットすると、その定期預金に一定の金利を上乗せします。	300万円以内	1年
	年金のお受取口座に指定いただきますと、普通預金に一定の金利を上乗せします。	1円以上	自由

融資商品のご案内（個人向けローン）

種 類	内 容	限 度 額	期 間	
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅用土地の購入、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。 変動金利（半年毎金利変動）や固定金利（特約期間2年・3年・5年・10年）を選択できます。	最高8,000万円	最長35年	
	住まいの増改築の資金のほか、照明器具等のインテリア購入、造園・ガレージ等の工事資金としてもご利用いただけます。	最高1,000万円	最長15年	
	無担保で、住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅用土地の購入、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。	最高1,500万円	最長20年	
目 的 別 ・ フ リ ー ロ ー ン	マイカーローン	自動車（新車・中古車）のご購入、運転免許取得費用、車検費用、修理費用等、幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	最長10年
	教育ローン	入学金・授業料・学校納付金・受験費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	最長16年 (据置期間含)
	個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。 (ただし、事業資金は除きます) (リビング・プライダル・メディカル・トラベル・カルチャー・レディース)	500万円以内	10年以内
	シニアライフローン	満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方を対象に、健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
	サポート500	お使いみちはご自由です。	500万円以下	10年以内
	大型フリーローン800	お使いみちはご自由です。	800万円以下	10年以内
カ ー ド ロ ー ン	お使いみちはご自由です。(ただし、事業資金は除きます)	最高50万円	最長3年 (自動更新)	
スーパージャッスル (カードローン)	お使いみちはご自由です。(ただし、事業資金は除きます)	最高500万円	3年 (自動更新)	
教育カードローン	教育資金全般にご利用でき、極度額までご利用できます。	最高500万円	在学期間内及び 最長7年	

その他、職域サポートローンをご用意しています。
(職域サポートとは、当金庫と職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの皆様に、金利優遇融資商品の提供等、福利厚生面でお手伝いする取組みです)

融資商品のご案内（事業者向け資金）

種 類	内 容
割 引 手 形	一般商業手形の割引にご利用いただけます。
手 形 貸 付	仕入資金等、短期運転資金にご利用いただけます。
証 書 貸 付	設備資金等、長期の資金需要にお応えいたします。
当 座 貸 越	約定金額まで、当座決済資金をご融資いたします。
制 度 融 資	地方公共団体（富山県・射水市・高岡市・富山市等）の制度融資をご利用いただけます。
代 理 貸 付	住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の代理貸付をお取扱しています。

※各種ローン等は、融資対象が限られている場合や、不動産担保・保証協会等一定の基準を満たす必要があります。また、お申し込みの状況によってはご融資できない場合もございますので、ご了承ください。

各種サービスのご案内

サービス名	内 容 ・ 特 色
キャッシュサービス	新湊信用金庫の本支店のほか、全国の提携金融機関（郵便局を含む）のキャッシュコーナーもご利用になれます。（一部ご利用になれないキャッシュコーナーもありますのでご利用の都度ご確認ください。）
しんきんゼロネットサービス	新湊信用金庫のキャッシュカードなら、しんきんゼロネット加入の全国の信用金庫で、平日・土曜日（一部）はCD・ATMのご利用手数料が無料です。
デビットカードサービス	お買い物やお食事の際、現金を持たずにキャッシュカードで直接口座から代金を支払うことができる、大変便利なサービスです。加盟店ならどこでもご利用になれます。
自動受取サービス	給与・ボーナス・年金等が、受取日に自動的にご指定の預金口座に入金されますので、安全・便利です。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・放送受信料のほか、税金・保険料・学費・各種クレジット等が、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
クレジットカード	しんきんJCB・VISA等のカードをお取り扱いしております。国内または国外でのショッピング等、各加盟店でご利用になれます。
自動集金サービス	お客様の集金金額をお取引先の預金口座から、自動振替で引き落とし、お客さまの口座に一括してご入金するサービスです。集金引き落としの口座は、銀行・郵便局でも可能です。
インターネットバンキング	お手持ちのパソコンや携帯電話を利用して、口座の照会やお振込ができる便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱いよりもお得です。
法人インターネットバンキング	ご自宅のパソコンから総合振込や給与振込等、大量のお振込が一括でき、口座の残高や入出金明細をお手元で管理していただける、便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱いよりもお得です。

料金払込サービス 「Pay-easy (ペイジー)」	パソコンから、税金・各種料金の払込みがご利用できます。ペイジーマークが記載された払込書の収納機関番号・納付番号・確認番号を入力するだけで、ご指定の口座から払出し、収納機関へ自動的に送金するサービスです。
定額自動送金サービス	家賃・月謝・会費・仕送り等毎月決まった金額を、ご指定の口座へ自動的に送金するサービスです。
外 貨 両 替	外貨通貨(米国ドル)と日本円の交換を行います。本店営業部でお取扱いしております。
貸 金 庫	証書・株券・権利書・実印・貴金属等の重要書類、貴重品を盗難や火災から守り安全に保管いたします。本店営業部でお取扱いしております。
夜 間 金 庫	お客様の夜間や早朝等の売上や集金を、投げ入れ金庫にて安全にお預かりいたします。本店営業部、中曽根支店、歌の森支店にてお取扱いしております。
国 債 の 窓 口 販 売	個人向け国債をお取扱いしております。 ご購入の際には、保護預り通帳を発行しております。
保 険 商 品 の 窓 口 販 売 (損 害 保 険)	住宅ローンをご利用になられるお客様に、大切なマイホームにぴったりの火災保険や地震保険等をご用意いたしております。また、傷害保険のお取扱いもしております。
保 険 商 品 の 窓 口 販 売 (生 命 保 険)	医療保険、がん保険、一時払終身保険をお取扱いしております。 一時払型・積立型の個人年金保険及び学資保険は、現在、お取扱いを休止しています。
A T M 振 込	振込依頼書への記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得です。振込カードの発行もできますので、2回目以降はカードを入れるだけで簡単にお振込をしていただけます。
スポーツ振興くじ払戻業務	(独)日本スポーツ振興センターが販売するサッカーくじ当選券の払戻しをいたしております。本店営業部と富山支店でのお取扱いになります。
で ん さ い ネ ッ ト	手形・振込に代わる決済手段として、事業者の資金調達の円滑化を図ります。
通 帳 レ ス ア プ リ	預金残高や入出金明細等をスマートフォンで確認できるアプリです。紙の通帳から「通帳レス口座」へ切替手続きを行うことで、最大2年間分の取引明細を閲覧することができるほか、ATMや窓口での通帳記帳・繰越が不要となり、紛失の心配もなくなります。

各種手数料一覧

為替手数料一覧

令和2年6月末 現在

振 (1 件 に つ き)	振 込 手 数 料		当庫本支店 (店内振込含)	他行庫宛	A 当 T 庫 M 手 数 料 置	当金庫および北陸 3県の信用金庫の キャッシュカード	その他の 信用金庫の キャッシュカード	他金融機関の キャッシュカード (入金は提携金融機関のみ)
	店頭扱い	5万円未満	110円	550円	平日(～18:00) 土曜(～14:00) 平日(18時以降) 土曜(14時以降) 日曜・祝日	無 料	無 料 ※2	110円
		5万円以上	220円	770円				
	ATM・FB・自動振込・ モバイルバンキング インターネットバンキング ※1	5万円未満	110円	440円				
		5万円以上	220円	660円				
	給与振込		無 料	220円				

※1 視覚障がい等があるお客様を対象とした店頭扱いの振込手数料についてはATM扱いの振込手数料と同額とします。

※2 一部の信用金庫のキャッシュカードご利用で有料となる場合があります。

代金取立 手数料	1通につき	同一交換所内	他行宛
		220円	660円
その他の 為替手数料	不渡手形返却料	1通につき	660円
	取立手形組戻料	1通につき	660円※3
	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	ファームバンキング基本料金	月額	1,100円
	インターネット バンキング基本料金	個人	月額
法人・個人事業主		月額	1,100円
	総合振込・給与振込 データ伝送ご利用の場合	月額	2,200円

※3 取立のため受託店から発送済みの場合に限りです。

両替手数料

両替 枚数	1～50枚		無 料
	51～100枚		110円
	101～300枚		330円
	301～1,000枚		660円
	1,001～2,000枚		990円
2,001枚以上 1,000枚毎に		330円加算	
両替機	紙幣から硬貨(棒金)へ両替	年間	19,800円
	紙幣から紙幣、硬貨(バラ)へ両替		無 料

※上記の手数料金額には消費税が含まれております。

大量硬貨入金手数料

枚数	1～300枚		無 料
	301～1,000枚		330円
	1,001～2,000枚		660円
	2,001枚以上 1,000枚毎に		330円加算

※両替・金種指定出金・大量硬貨入金ともに無料となる枚数でのお取扱いは各1日1回とさせていただきます。

金種指定出金手数料

枚数	1～50枚		無 料
	51～100枚		110円
	101～300枚		330円
	301～1,000枚		660円
	1,001～2,000枚		990円
	2,001枚以上 1,000枚毎に		330円加算

※上記の手数料金額には消費税が含まれております。

各種事務取扱手数料一覧

令和2年6月末 現在

融 資 関 係 手 数 料	融資可能証明書		1通につき	11,000円	個人情報開示 請求手数料	1通につき	550円+郵送料(簡易書留)		
	不動産担保 新規設定	5千万円以上	1件につき	33,000円		再発行等 手数料	通帳・証書	1冊(枚)につき	1,100円
		5千万円未満	1件につき	16,500円	キャッシュカード(毀損・紛失再発行)		1枚につき	1,100円	
		極度変更・追加設定	1件につき	16,500円	キャッシュカード(パスワード変更)		1回につき	550円	
			1件につき	16,500円	ローンカード(毀損・紛失再発行)		1枚につき	1,100円	
	借入用手形用紙		1枚につき	55円	手 形 ・ 小 切 手 発行手数料	約束手形帳	1冊(50枚綴)につき	1,100円	
	(証 書 貸 付 変 更)	事業性資金	1件につき	11,000円		為替手形帳	1冊(25枚綴)につき	550円	
		消費性資金	1件につき	5,500円		小切手帳	1冊(50枚綴)につき	880円	
		住宅 ローン	期限延長・短縮、条件変更	1件につき		5,500円	証 明 書 等 発行手数料	残高証明書	1通につき
			固定金利特約再設定	1件につき	5,500円	取引履歴検索照会 (1名義あたり)		1枚につき	220円※1
	繰上償還	事業性 資金	全額繰上返済	1件につき	11,000円	※1 5枚以上は1,100円を上限とします。			
		消費性 資金	一部繰上返済	1件につき	5,500円				
			一部繰上返済	1件につき	1,100円				
		住宅 ローン	全額繰上返済	1件につき	11,000円				
	一部繰上返済		1件につき	5,500円					
株式払込取扱	払込額5千万円未満	料率	2.5/1,000						
	払込額5千万円以上	料率	2.0/1,000						
	払込額1億円以上	料率	1.5/1,000						
そ の 他 諸 手 数 料	定例集金帳発行	当座勘定	1冊につき	660円					
		普通預金	1冊につき	1,100円					
	国債保護預り	年間		1,320円					
	貸金庫	年間		13,200円					
	夜間金庫	年間		6,600円					
	しんきん自動 集金サービス	月額基本料金	1契約につき	1,100円					
引落手数料		1件につき	165円						

※上記の手数料金額には消費税が含まれております。

当金庫の沿革・あゆみ

[沿革・あゆみ]

大正	13年 5月20日	法人の創立
	13年 7月14日	「産業組合法」に基づき「新湊信用組合」として開業
昭和	27年 3月1日	「信用金庫法」に基づき「新湊信用金庫」に改組
	28年 10月5日	「東部支店」を新設
	29年 5月8日	創業30周年記念式挙行
	33年 6月10日	「西部支店」を新設
	37年 12月3日	「本店」新築落成
	37年 12月3日	「東部支店」を移転「新町支店」と改称
	39年 10月18日	創業40周年記念式挙行
	40年 3月1日	「西部支店」移転新築
	40年 12月13日	「高岡支店」を新設
	44年 12月31日	預金50億円達成
	47年 12月1日	「富山支店」を新設
	48年 12月31日	預金100億円達成
	49年 5月11日	創業50周年記念式挙行
	51年 4月20日	「高岡北部支店」を新設
	54年 8月6日	「新町支店」移転
	55年 3月31日	預金200億円達成
	59年 5月14日	創業60周年記念式挙行
59年 6月25日	「高岡支店」新築開店	
63年 12月31日	預金300億円達成	
平成	4年 12月31日	預金400億円達成
	7年 5月8日	旧本店隣接地に「新本店」を新築開店
	7年 5月8日	ビンゴゲーム付定期積金新発売（全国初）
	9年 10月8日	インターネットホームページ開設
	10年 10月5日	インターネットバンキングサービス開始
	11年 3月29日	郵便貯金とのATM提携開始
	12年 12月4日	しんきんATMゼロネットサービス取扱い開始
	13年 10月22日	新型定期預金「ビック1000」の取扱開始
	13年 11月11日	「休日ローン相談会」開催開始
	14年 8月31日	「新湊信金クリーン作戦」（清掃奉仕）を地域貢献事業として始める
	14年 10月1日	生命保険（個人年金保険）業務の窓口販売開始
	15年 3月12日	個人向け国債等の募集の取扱開始
	15年 8月25日	リレーションシップバンキング機能強化計画に基づく推進計画を策定
	15年 12月24日	預金500億円達成
	16年 6月18日	外部会計監査人2名を選任
	17年 3月15日	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定
	17年 9月29日	国民生活金融公庫と新規開業支援等における「業務提携・協力に関する覚書」を締結
	18年 2月24日	顧客満足度（CS）アンケート調査を実施
	18年 9月25日	「歌の森支店」新設
	18年 10月11日	北陸地区信用金庫合同ビジネスフェア「北陸ビジネス街道2006」を開催
	19年 8月6日	新商品「しんきんきゃつする」カードローンの取扱開始
	19年 11月12日	高岡北部支店を高岡支店に統合し、高岡北部支店所在地に移転
	19年 11月14日	事故防止の観点から連続指定休業制度を制定し20年4月より実施
	19年 12月17日	業務の健全性・適切性確保のため、「内部管理基本方針」を制定
	20年 2月14日	自己資本の充実及び適切な管理のため、「自己資本管理方針」、「同規程」を策定
	20年 5月28日	営業区域を高岡市全域及び富山市全域に拡張
	20年 10月14日	「大門支店」を新設
	20年 11月1日	反社会的勢力との関係遮断を目的として、「反社会的勢力への対応規定」を制定
	21年 2月2日	富山県信用金庫統一商品「しんきん傷害保険付定期積金（安心たまる君）」発売
	21年 9月30日	預金700億円達成
	21年 12月22日	金融円滑化法の実施に向け「地域金融円滑化のための基本方針」を制定
	22年 9月14日	金融ADR制度への対応として「苦情等への対処規程」を策定
	23年 3月1日	富山県信用金庫統一商品「しんきんの学資保険」発売
	23年 8月16日	預金800億円達成
	25年 2月18日	電子記録債権サービス「でんさい」取り扱い開始
	26年 6月16日	創業90周年記念式挙行
	27年 5月25日	新町支店が高岡市中曾根に移転新築、「中曾根支店」に改称
28年 7月22日	営業区域を富山県全域に拡張	
29年 4月3日	信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのりボン」の取扱開始	
29年 8月22日	地域社会の発展に寄与するとを目的とし、TKC北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結	
29年 9月7日	地域経済の発展と中小企業支援等のために北陸税理士会4支部と業務協力に関する連携協定を締結	
29年 10月11日	地域経済の発展と中小企業振興を目的とし、富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結	
30年 10月1日	成年後見制度利用者の財産保護を目的とした「後見支援預金」の取扱開始	
30年 11月22日	キャッシュレス化に対応するために㈱Origamiと業務提携し、QRコードによる決済サービスの取扱開始	
30年 12月19日	中小企業のM&Aを活用した事業承継という社会性ある事業推進のため、㈱トランビとビジネスマッチング契約を締結	
31年 2月12日	「大門支店」を店舗内店舗にて「歌の森支店」内に移転	
31年 4月1日	個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱開始	
令和	元年 6月17日	あったか家族応援定期（寄付金付）を発売
	元年 8月23日	射水市等関係機関の協力の元、当金庫と地元事業者が運営主体となり、「創業インキュベーション事業」の取組み開始
	元年 9月24日	しんきん通帳アプリ取扱開始
	2年 4月20日	高岡支店及び富山支店の窓口営業時間を変更（1時間の昼休み休業を設定）

索 引（開示基準項目）

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

<p>1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. 事業の組織…………… 2</p> <p>ロ. 理事・監事の氏名及び役職名…………… 2</p> <p>ハ. 事務所の名称及び所在地…………… 2</p> <p>2. 金庫の主要な事業内容…………… 3</p> <p>3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ. 直近の事業年度における事業の概況…………… 4</p> <p>ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項…………… 5</p> <p>(1) 経常収益</p> <p>(2) 経常利益</p> <p>(3) 当期純利益</p> <p>(4) 出資総額及び出資総口数</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 預金積金残高</p> <p>(8) 貸出金残高</p> <p>(9) 有価証券残高</p> <p>(10) 単体自己資本比率</p> <p>(11) 出資に対する配当金</p> <p>(12) 役員数及び常勤役員数</p> <p>(13) 職員数</p> <p>(14) 会員数</p> <p>ハ. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項</p> <p>(1) 主要な業務の状況を示す指標</p> <p>①業務粗利益・業務粗利益率…………… 5</p> <p>②資金運用収支、役務取引等収支、 その他業務収支…………… 5</p> <p>③業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）… 6</p> <p>④利鞘、総資産経常利益率・総資産当期純利益率…………… 6</p> <p>⑤資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り…………… 6</p> <p>⑥受取利息・支払利息の増減…………… 6</p> <p>(2) 預金に関する指標</p> <p>①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金の平均残高…………… 7</p> <p>②固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高… 7</p>	<p>(3) 貸出金等に関する指標</p> <p>①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高…………… 7</p> <p>②固定金利・変動金利の貸出金残高…………… 7</p> <p>③担保の種類別の貸出金残高、債務保証見返額…………… 7～8</p> <p>④貸出金使途別残高…………… 8</p> <p>⑤住宅ローン・消費者ローン別残高内訳…………… 8</p> <p>⑥業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合…………… 9</p> <p>⑦預貸率の期末値及び期中平均値…………… 9</p> <p>(4) 有価証券に関する指標 ……………10</p> <p>①有価証券の種類別の残存期間別の残高</p> <p>②有価証券の種類別の平均残高</p> <p>③預証率の期末値及び期中平均値</p> <p>4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. リスク管理の体制…………… 11</p> <p>ロ. 法令等遵守（コンプライアンス）の体制…………… 12</p> <p>ハ. 金融ADR制度への対応…………… 12</p> <p>ニ. 顧客保護等管理方針…………… 12～13</p> <p>ホ. 反社会的勢力に対する基本方針…………… 13</p> <p>ヘ. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー… 13</p> <p>ト. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況 ……………14～16</p> <p>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………17～22</p> <p>ロ. 金庫が第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 22</p> <p>ハ. リスク管理債権及び保全状況…………… 23</p> <p>ニ. 金融再生法開示債権及び保全状況…………… 24</p> <p>ホ. 有価証券の取得価額、時価及び評価損益……………25</p> <p>ヘ. 金銭の信託……………26</p> <p>ト. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………26</p> <p>チ. 貸出金償却の額……………26</p> <p>6. 報酬等に関する事項……………27</p>
--	--

〔自己資本の充実の状況〕

以下の項目は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について、金融庁長官が別に定める事項」（所謂自己資本比率規制の第3の柱）に従い、開示するものです。

定量的な開示事項 28～34

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
 - 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
 - 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - オリジネーターの場合
 - 投資家の場合
- (6) 出資等エクスポージャーに関する事項
 - 貸借対照表計上額及び時価等
 - 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
 - リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (7) 金利リスクに関する事項

定性的な開示事項 34～37

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する項目
 - リスク管理の方針及び手続の概要
 - リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - 適格金融資産担保
 - 保証
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する項目
 - 事務リスク管理の方針及び手続の概要
 - システムリスク管理の方針及び手続の概要
 - オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- (8) 株式等エクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項
 - リスク管理の方針及び手続の概要
 - 金利リスクの算定手法の概要
 - 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

 新湊信用金庫

